◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第532号 (R1.11.29) ◆◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等について もトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=3件(11月22日~11月28日分)
- (1)乗合バスの死傷事故
- (2) 法人タクシーの車内事故
- (3) 大型トラックの酒気帯び衝突事故

2. トピック

- (1)水深が床面を超えたら、もう危険!-自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について-(新着情報)
- (2) 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!! (新着情報)
- (3)中部運輸局 自動車事故防止セミナー2019を開催します【中部運輸局発】(新 着情報)
- (4) ボルトの錆や左後輪に注意!車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」
- (5) 自動車検査証の有効期間の再伸長について

- 1. 重大事故等情報=3件(11月22日~11月28日分)
- (1)乗合バスの死傷事故

11月22日(金)午後4時55分頃、秋田県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客1名を乗せ運行中、当該バスを追い越した乗用車が道路を横断していた歩行者をはね、その歩行者が道路中央に倒れていたところ、当該バスがはねた。この事故により、歩行者が死亡した。

(2) 法人タクシーの車内事故

11月22日(金)午前9時41分、愛媛県において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、乗客を降車させた際に、当該乗客の手荷物に付いていたカード入れをドアで挟んでいることに気がつかず発車したところ、乗客が転倒した模様。

この事故により、乗客が重傷を負った。

(3) 大型トラックの酒気帯び衝突事故

11月24日(日)午後1時頃、神奈川県の市道の交差点において、三重県に営業所を 置く大型トラックが運行中、左折した際に対向の乗用車と衝突した。

この事故による負傷者はなし。

事故後の警察による調べにより、当該大型トラック運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。

上記3件の死傷者数計:死亡1名、重傷1名、軽傷0名(速報値)

2. トピック

- (1)水深が床面を超えたら、もう危険!
- 一 自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について 一 (新着情報)

自動車が冠水した道路を走行する場合、水深が車両の床面を超えると、エンジン、 電気装置等に不具合が発生するおそれがあります。また、水深がドアの高さの半 分を超えると、ドアを内側からほぼ開けられなくなります。

今年の台風19号等による大雨においては、自動車が水没する等により、運転者や 同乗者が亡くなる事故が相次ぎました。

自動車は、エンジンやモーターで駆動し、電気装置により制御されているため、 水深が車両の床面を超えて車内へ浸水すると、様々な不具合が発生するおそれが あり、最悪の場合、エンジンやモーターが停止して移動できなくなります。また、 水深がドアの下端にかかると、車外の水圧により内側からドアを開けることが困 難となり、ドア高さの半分を超えると、内側からほぼ開けられなくなります。

国土交通省では、国内乗用車メーカー8社に対して、自動車が冠水した道路を走行した場合に生じ得る不具合等について調査を行い、その結果を踏まえ、「自動車が冠水した道路を走行する場合に発生する不具合」をまとめましたので、公表します。

- ※1 浸水による車両への影響については、車両形状や設計により異なります。
- ※2 一度浸水した車両は、運転可能であっても、電気装置等が損傷を受けているおそれがあるため、自動車整備工場等で点検整備を受けるようにしてください。
- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

(2) 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!! (新着情報)

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。 国土交通省では、12月10日~翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。

各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し、輸送の安全 確保に努めましょう。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

(3) 中部運輸局 自動車事故防止セミナー2019を開催します【中部運輸局発】 (新着情報)

中部運輸局では、安全・安心なクルマ社会の実現に向けた取り組みとして、「中 部運輸局 自動車事故防止セミナー2019」を開催いたします。

当セミナーにおいて、最新の自動車先進安全技術を広く紹介するとともに、自動車運転者自身の運転について振り返り、安全・健康意識について見つめ直していただければと考えております。

ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。

日 時: 令和2年1月23日(木) 13:00~16:50 (開場12:00)

場 所:ウインクあいち(愛知県産業労働センター)2階 大ホール(名古屋市中村区名駅4丁目4-38)

定 員:600名(事前申込制)

テーマ:安全・健康意識のさらなる高揚~自動車最新技術を活用した安全対策~

参加費:無料(どなたでも参加いただけます)

※セミナーの詳細やお申込みにつきましては、中部運輸局HP (Mission1st運動ページ) をご覧ください。

→ http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html

(4) ボルトの錆や左後輪に注意! 車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」

~平成30年度大型車の車輪脱落事故発生状況について~

(配信日: R1.11.15)

平成30年度のホイール·ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は81件(うち人身事故3件)と3年連続で増加し、ピークとなった平成16年度の87件に迫る厳しい状況となりました。

事故が発生した車両の傾向として、左後輪に脱輪が集中していることに加え、今般、新たにホイール・ボルトやホイールの錆の除去が不十分のままタイヤ交換されているおそれがあることが確認されました。

ボルトの錆の除去など適正な交換作業の実施、交換後、特に脱輪の多い左後輪の 重点点検を大型車ユーザーに求めて参ります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000231.html

- (5) 自動車検査証の有効期間の再伸長について
- ~期間の延長及び対象地域の見直し~

(配信日: R1.11.15)

令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、宮城県の全域と岩手県、福島県、東京都、山梨県、長野県の一部の地域*(以下、「対象地域」という。)の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間を再伸長することとしましたのでお知らせします。

- * 宮城県の全域と岩手県、福島県、東京都、山梨県、長野県の一部の地域(参照: 各運輸支局の公示)
- 1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、対象地域の自動車の使用者については、未だ継続検査を受けることが困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、本日、公示しましたのでお知らせいたします。このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

〇対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満 了する日が令和元年10月15日から11月28日(東京都及び山梨県の対象地 域の車両については12月15日)までのもの

〇措置内容

自動車検査証の有効期間を11月29日(東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日)まで伸長

〇継続検査の手続き

対象車両については11月29日(東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日)までに継続検査を受検すれば、引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

〇自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置) 継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、 継続契約の締結手続きが11月29日(東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日)を限度として猶予されます。

詳しくは、契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

- 2. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長等を検討してまいります。
- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000229.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

- (http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)
- *ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html)

【参考】

- * 自動車局ホームページ
 - (http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)
- *自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

ホームページ受付

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自 動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず に修理を受けましょう。
